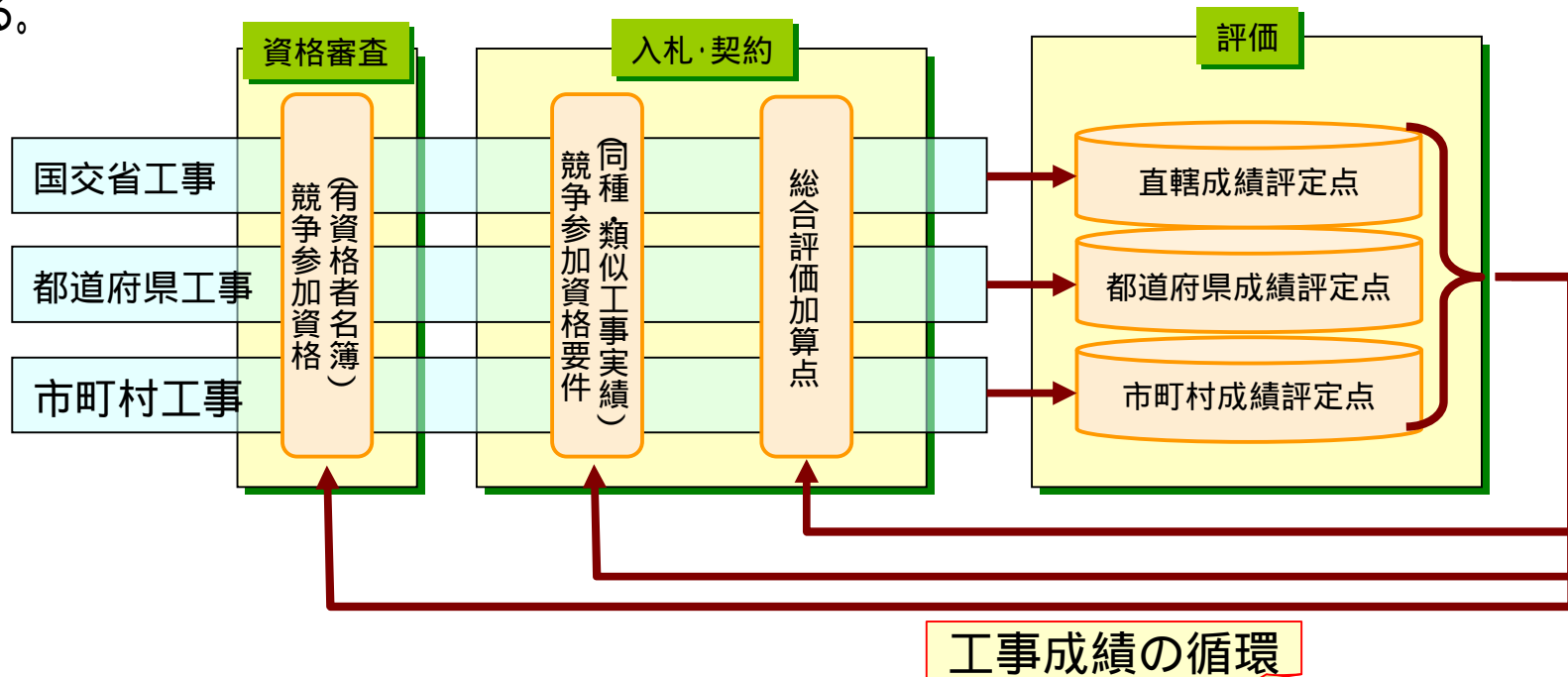


# 工事成績の共有化・活用

# 1. 工事成績共有化の目的

一つの工事の成績評定点が、当該発注者に限らず複数の発注者において共通利用されることにより、工事成績の重要性が増加する。このため、企業の工事品質に対する向上努力(成績評定点向上のインセンティブ)が期待され、公共工事の品質確保に向けた好循環が構築される。



直轄及び都道府県の工事成績評定を市町村が活用可能な環境を整備することにより、市町村での総合評価方式拡大の動機となる。又、直轄工事の工事成績評定を都道府県が活用することにより総合評価方式の充実が可能。

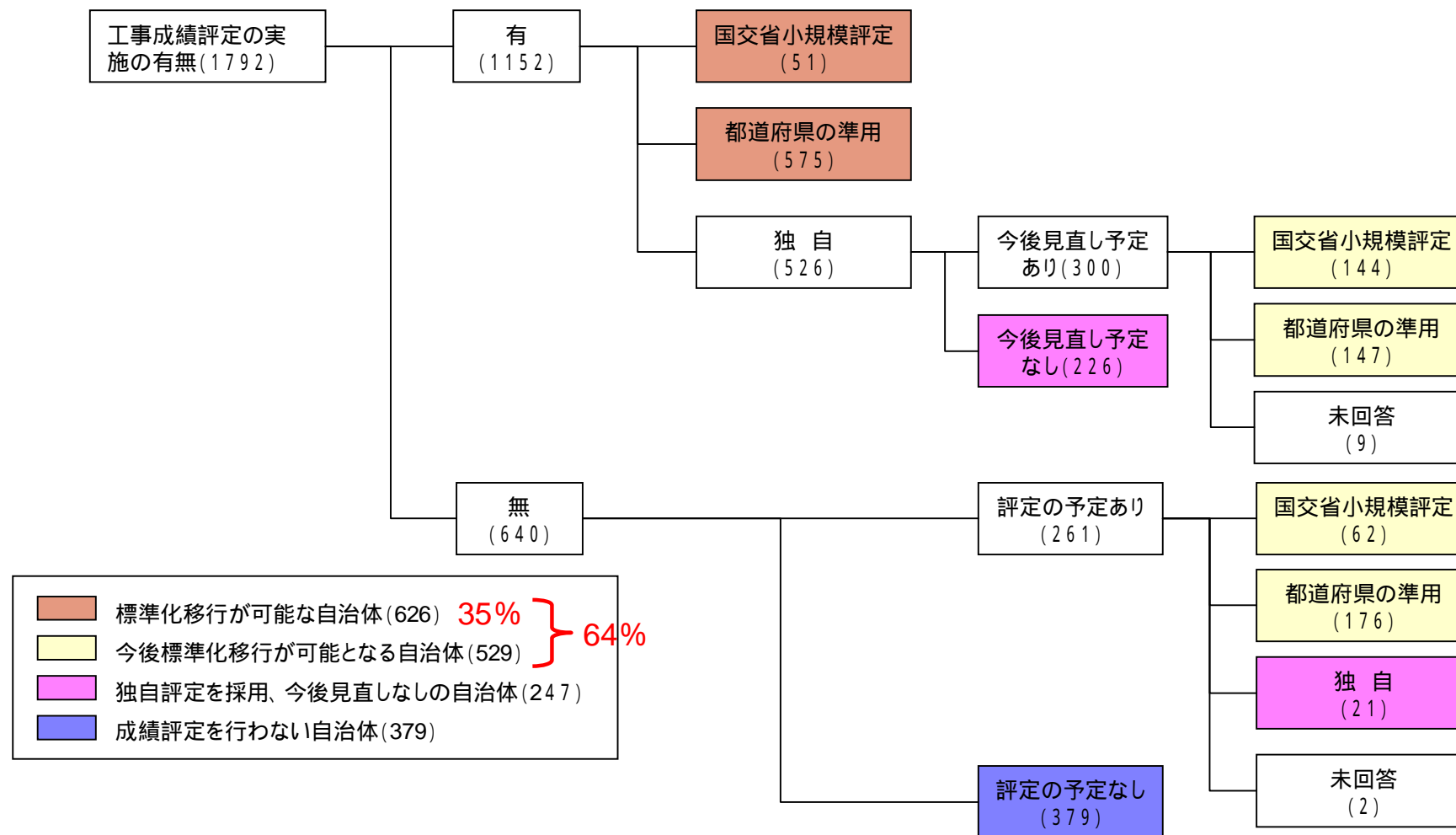
他機関実績を有効に活用することにより、より適切な評価が可能となり、入札における技術競争がさらに充実する。

## 2. 地方公共団体による工事成績評定の実施状況

		都道府県 <sup>1</sup>	政令指定都市 <sup>1</sup>	市 町 村	合 計
地方公共団体数 （上段：総数 中段：回答数 下段：回答率）		47 47 100.0	15 13 86.7	1824 1792 98.2	1886 1852 98.2
工 事 成 績 評 定 実 施 状 況	実施団体 （上段：件数 下段：% <sup>3</sup> ）	47 100.0	13 100.0	1152 64.3	1212 65.4
	未実施団体 （上段：件数 下段：% <sup>3</sup> ）	0 0.0	0 0.0	640 35.7	640 34.6
使 用 成 績 評 定 内 訳	国交省 工事成績評定 要領準拠 （上段：件数 下段：% <sup>3</sup> ）	46 <sup>2</sup> 97.9	13 <sup>2</sup> 100.0	558 <sup>4</sup> 48.5	617 50.9
	国交省 小規模工事成 績評定要領 （上段：件数 下段：% <sup>3</sup> ）	-	-	51 <sup>4</sup> 4.4	51 4.2
	独自 成績評定 要領 （上段：件数 下段：% <sup>3</sup> ）	1 2.1	0 0.0	543 <sup>4</sup> 47.1	544 44.9

- 1 都道府県・政令指定都市については、HPからの成績評定採点表を入手し判定した結果を記入。
- 2 準拠とは、直轄工事の工事成績評定における基準点(65点±加減点方式)を採用しているものをいう。
- 3 表中の率(%)表示は、回答数を母数とした場合の率として算出。
- 4 “H18小規模工事成績評定要領の実施に関するアンケート調査”による。

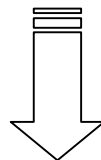
## 2 - 2 市町村での実施状況



工事成績評価要領の標準化が可能となる市町村は現行では全体の35%あり、  
 今後は64%に拡大する見込みである。

## 2 - 3 まとめ

- ✓ 都道府県及び政令指定都市においては、直轄とほぼ同様な評価を行っている。
- ✓ 市町村においては、工事成績評定要領の標準化へ移行可能な自治体は現行で約3割、今後の予定も含めると約6割であり、残りの約4割の自治体が今後も標準化への移行が困難との結果であった。



### 今後の方向性

- ✓ 当面、国交省と同様な工事成績評定要領採用している都道府県・政令指定都市での成績評定の情報共有に向けて検討を行う。
- ✓ 市町村においては、小規模(市町村)工事成績評定要領(案)の普及方策や、国及び都道府県・政令指定都市の成績評定に関する情報提供の方策について検討を行う。



# 參考資料(工事成績採点表)

# 工事成績評定の活用に向けた分析方法の検討

現在、各発注機関で使用されている工事成績評定要領は異なっており、そのまま横並びに評価することはできない。また、発注する工事の特性(規模、工種)や受注者の属性についても発注機関毎に相違する事が考えられる。工事成績評定活用に向けた調整手法について検討を行う事を目的に、調査・分析を以下の通り実施する。

## 調査(案)

### I.調査対象機関

- 都道府県: 1機関

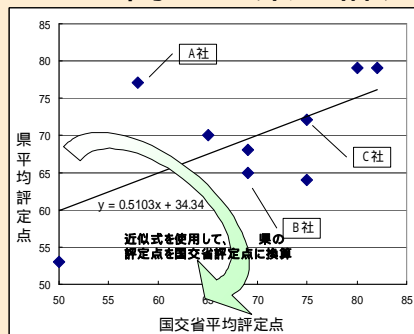
(実施体制が全国的に見て標準(平均)と考えられる地方公共団体を選定 調査依頼)

### II.必要データ

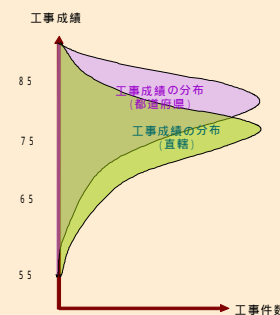
- 建設業許可番号、工事の種類(建業法)、工事件名、請負金額、工期、工事成績  
JV工事の場合は構成業者の許可番号、出資比率のデータが必要

### III.分析内容

- 発注工事規模の直轄との分布比較
- 工事の種類別の工事評定点の平均、分散
- 同一企業の評定点分布の直轄との比較



➡ 近似直線・曲線による各機関  
評定点の標準化可能性



➡ 偏差値による各機関  
評定点の標準化可能性

# 国交省 直轄工事 工事成績採点表

工事名		契約金額(最終)										工期 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日										完成年月日		平成 年 月 日												
請負者名																																				
考 査 項 目		主任 監 督 員					総 括 監 督 員					技術検査官(既済・中間)					技術検査官(既済・中間)					技術検査官(完成)														
		氏名					氏名					氏名					氏名					氏名														
項 目	細 別	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e										
1. 施工体制	I. 施工体制一般		+1.5	0	-5.0	-10																														
	II. 配置技術者	+3.0	+1.5	0	-5.0	-10																														
2. 施工状況	I. 施工管理		+1.5	0	-5.0	-10						+5	+2.5	0	-7.5	-15	+5	+2.5	0	-7.5	-15	+5	+2.5	0	-7.5	-15										
	II. 工程管理	+1.0	+0.5	0	-5.0	-10	+10	+5	0	-7.5	-15																									
	III. 安全対策	+2.0	+1.0	0	-5.0	-10	+15	+7.5	0	-7.5	-15																									
	IV. 対外関係	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5																														
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5						+10	+5.0	0	-10	-20	+10	+5.0	0	-10	-20	+10	+5.0	0	-10	-20										
	II. 品質	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5						+15	+7.5	0	-12.5	-25	+15	+7.5	0	-12.5	-25	+15	+7.5	0	-12.5	-25										
	III. 出来ばえ											+5	+2.5	0	-5		+5	+2.5	0	-5		+5	+2.5	0	-5											
4. 高度技術	I. 高度技術力 ※2	+	(13)	0																																
5. 創意工夫	I. 創意工夫 ※2	+	(7)	0																																
6. 社会性等	I. 地域への貢献等 ※3						+10	+5	0																											
加減点合計 (1+2+3+4+5+6)		± . 点					± . 点					± . 点					± . 点																			
評定点 (65±加減点合計) ※1		① . 点					② . 点					③ . 点					④ . 点																			
7. 評 定 点 計		$\text{評定点} = \text{①点} + \text{④点} - \text{⑦点} + \text{⑧点} - \text{⑨点}$ <p>○既済部分(中間)検査があった場合: ①点×0.4+②点×0.2+③点×0.2+④点×0.2+⑤点×0.2 = 点                  ※但し、③(既済・中間)が2回以上の場合は平均値                  ○既済部分(中間)検査がなかった場合: ①点×0.4+②点×0.2+④点×0.4 = 点</p>																																		
8. 法令遵守等 ※6		- 点																																		
9. 評 定 点 合 計 ※7		点 ○7.評定点計( 点) - 8.法令遵守等( 点) = 点																																		
所 見 ※4		(主任監督員)					(総括監督員)					(技術検査官)																								

- ※1 1~3の評定(65点±加減点合計) + 4, 5, 6の評定(加減合計) - 7の評定(減点) = 評定点  
各評定点(①~④)は小数第1位まで記入する。
- ※2 高度技術及び創意工夫の評定は工事全般を通して、特に優れた技術等を評価する項目とする。そのため、キーワードと評定内容の記述方法とし、加減評価のみとする。  
評価にあたっては、副所長及び担当課長との合議をもって行うものとする。
- ※3 社会性等の評価では地域への観点から、加減評価のみとする。また、法令遵守等は、減点評価のみとする。
- ※4 所見は必ず記載する。
- ※5 各審査項目ごとの採点は、主任監督員は別紙-2①~別紙-2⑦、総括監督員は別紙-3①~別紙-3③、技術検査官は別紙-4①~別紙-4④によるものとし、完成技術検査官の評価に先立ち、主任・総括監督員が記入する。
- ※6 法令遵守等の評価は、総括監督員が行う。
- ※7 評定点合計は、四捨五入により整数とする。



# 地方公共団体(都道府県)における工事成績採点表

基準点の設定なし 配点が異なる 考査項目が異なる(東京都:独自方式)

工事成績評定表

別記第1号様式

総評定  
点

工事件名															種別		土木・建築・機械・電気		細目	
請負者名															工期		から		まで	
契約金額		¥		変更金額		¥		検査年月日		平成		年		月		日				
評定項目 ・細目	基本的な技術力と成果の評価										技術力の 発揮	創意工夫と 熱意	社会的 貢献	評定 点 合 計	法 令 遵 守 等	総 評 点	所見欄			
	施工体制			現場管理			施工管理										計	担当監督員	主任監督員	総括監督員
評定者	施工体制全般	配置技術者	対調整	安全衛生管理	工程管理	施工管理	品質管理	出来	ばえ	計	技術力の 発揮	創意工夫と 熱意	社会的 貢献	評定 点 合 計	法 令 遵 守 等	総 評 点				
担当監督員	#####	#####	#####	#####	#####	#####	#####	#####	#####	#####	0.0	0.0	0.0				0	(年月日)		
主任監督員	#####	#####	#####	#####	#####	#####	#####	#####	#####	0.0	0.0	0.0							0	(年月日)
総括監督員	0.0 /5.0	0.0 /5.0	0.0 /5.0	0.0 /10.0	0.0 /10.0	0.0 /10.0	0.0 /10.0	0.0 /10.0	0.0 /65.0	0.0 /2.0	0.0 /2.0	0.0 /1.0	0.0 /70	0 /20	0 /100					
検査員						0.0 /5.0	0.0 /5.0	0.0 /20.0	0.0 /30.0					0.0 /30						
計	0.0 /5.0	0.0 /5.0	0.0 /5.0	0.0 /10.0	0.0 /10.0	0.0 /15.0	0.0 /15.0	0.0 /30.0	0.0 /95.0	0.0 /2.0	0.0 /2.0	0.0 /1.0	0.0 /100	0 /20	0 /20			(年月日)		

「出来形」の考査項目なし  
(考査項目が異なる)

算出方式が大きく異なる  
(基準点の設定なし  
配点が異なる)

- 1 種別は工事の別について○で囲み、細目は工事発注時の発注区分を記入する。
- 2 各評定者の評定点は、小数点第二位を四捨五入する。
- 3 監督員及び検査員の評定点合算後、小数点以下を切り捨て、整数とする。

- 4 法令遵守等及び総評定点の欄は、総括監督員が記入する。
- 5 所見は、必ず記入する。

# 地方公共団体(都道府県)における工事成績採点表

配点が異なる 審査項目が異なる(北海道:基準点±加減点方式)

請負者名		( 監督員 )					(主任監督員等)					工期 (平成( 検査員 )月 月) ~ 平成( 検査員 )月 月) 完成年月日 (平 検査員 )														
考 査 項 目		主任 監督 員					総 括 監 督 員					技術検査官 (既済・中間)					技術検査官 (既済・中間)					技術検査官 (完成)				
項 目	細 別	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e
1. 施工体制	I. 施工体制一般		+1.5	0	-5.0	-10																				
	II. 配置技術者	+3.0	+1.5	0	-5.0	-10																				
2. 施工状況	I. 施工管理		+1.5	0	-5.0	-10																				
	II. 工程管理	+1.0	+0.5	0	-5.0	-10	+10	+5	0	-7.5	-15															
	III. 安全対策	+2.0	+1.0	0	-5.0	-10	+15	+7.5	0	-7.5	-15															
	IV. 対外関係	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5																				
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5						+10	+5.0	0	-10	-20	+10	+5.0	0	-10	-20	+10	+5.0	0	-10	-20
	II. 品質	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5						+15	+7.5	0	-12.5	-25	+15	+7.5	0	-12.5	-25	+15	+7.5	0	-12.5	-25
	III. 出来ばえ											+5	+2.5	0	-5		+5	+2.5	0	-5		+5	+2.5	0	-5	
4. 高度技術	I. 高度技術力 ※2	+	(13)	0																						
5. 創意工夫	I. 創意工夫 ※2	+	(7)	0																						
6. 社会性等	I. 地域への貢献等 ※3						+10	+5	0																	
加減点合計 (1+2+3+4+5+6)		点					± 点					± 点					± 点					± 点				
評定点 (65±加減点合計) ※1		点 ①					点 ②					点 ③					点 ④					点 ⑤				
7. 評 定 点		点					点					点					点					点				
8. 法 令 遵 守 等 ※6		-					点					-					点					-				
9. 評 定 点 合 計 ※7		点					点					点					点					点				
所 見 ※4		(主任監督員)					(総括監督員)					(技術検査官)														

- ※1 1~3の評定(65点±加減点合計) + 4, 5, 6の評定(加減点合計) - 7の評定(減点) = 評定点  
各評定点(①~⑤)は小数第1位まで記入する。
- ※2 高度技術及び創意工夫の評定は工事全般を通して、特に優れた技術等を評価する項目とする。そのため、キーワードと評定内容の記述方法とし、加減点評価のみとする。  
評価にあたっては、副所長及び担当課長との合議をもって行うものとする。
- ※3 社会性等の評価では地域への観点から、加減点評価のみとする。また、法令遵守等は、減点評価のみとする。
- ※4 所見は必ず記載する。
- ※5 各審査項目ごとの採点は、主任監督員は別紙-2①~別紙-2⑦、総括監督員は別紙-3①~別紙-3③、技術検査官は別紙-4①~別紙-4⑤によるものとし、完成技術検査官の評価に先立ち、主任・総括監督員が記入する。
- ※6 法令遵守等の評価は、総括監督員が行う。
- ※7 評定点合計は、四捨五入により整数とする。

# 地方公共団体(政令指定都市)における工事成績採点表

配点が異なる(横浜市:基準点±加減点方式)

請負者名		(担当監督員)					(主任監督員)					(総括監督員)					(技術検査員)									
契約金額(最終)		工期(平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日)					完成年月日					技術検査官(既済・中間)					技術検査官(完成)									
考査項目		主任監督員					総括監督員					技術検査官(既済・中間)					技術検査官(完成)									
氏名		氏名					氏名					氏名					氏名									
項目	細別	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e
1. 施工体制	I. 施工体制一般		+1.5	0	-5.0	-10																				
	II. 配置技術者	+3.0	+1.5	0	-5.0	-10																				
2. 施工状況	I. 施工管理		+1.5	0	-5.0	-10						+5	+2.5	0	-7.5	-15	+5	+2.5	0	-7.5	-15	+5	+2.5	0	-7.5	-15
	II. 工程管理	+1.0	+0.5	0	-5.0	-10	+10	+5	0	-7.5	-15	+10	+5	0	-7.5	-15										
	III. 安全対策	+2.0	+1.0	0	-5.0	-10	+15	+7.5	0	-7.5	-15	+15	+7.5	0	-7.5	-15										
	IV. 対外関係	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5																				
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5						+10	+5.0	0	-10	-20	+10	+5.0	0	-10	-20	+10	+5.0	0	-10	-20
	II. 品質	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5						+15	+7.5	0	-12.5	-25	+15	+7.5	0	-12.5	-25	+15	+7.5	0	-12.5	-25
	III. 出来ばえ											+5	+2.5	0	-5		+5	+2.5	0	-5		+5	+2.5	0	-5	
4. 高度技術	I. 高度技術力※2		(13)	0			+ (13)	0																		
5. 創意工夫	I. 創意工夫※2		(7)	0			+ (7)	0																		
6. 社会性等	I. 地域への貢献等※3						+10	+5	0			+10	+5	0												
加減点合計(1+2+3+4+5+6)		± . 点					± . 点					± . 点					± . 点									
評定点(65±加減点合計)※1		① . 点					② +4.0 +2.0 . 点					③ . 点					④ . 点									
7. 評定点計		_____ 点					_____ 点					_____ 点					_____ 点									
8. 法令遵守等※6		_____ 点					_____ 点					_____ 点					_____ 点									
9. 評定点合計※7		_____ 点					_____ 点					_____ 点					_____ 点									
所見※4		(主任監督員)					(総括監督員)					(技術検査官)														

- ※1 1~3の評定(65点±加減点合計) + 4, 5, 6の評定(加減点合計) - 7の評定(減点) = 評定点  
各評定点(①~④)は小数第1位まで記入する。
- ※2 高度技術及び創意工夫の評定は工事全般を通して、特に優れた技術等を評価する項目とする。そのため、キーワードと評定内容の記述方法とし、加減点評価のみとする。  
評価にあたっては、副所長及び担当課長との合議をもって行うものとする。
- ※3 社会性等の評価では地域への観点から、加減点評価のみとする。また、法令遵守等は、減点評価のみとする。
- ※4 所見は必ず記載する。
- ※5 各考査項目ごとの採点は、主任監督員は別紙-2①~別紙-2⑦、総括監督員は別紙-3①~別紙-3③、技術検査官は別紙-4①~別紙-4④によるものとし、完成技術検査官の評価に先立ち、主任・総括監督員が記入する。
- ※6 法令遵守等の評価は、総括監督員が行う。
- ※7 評定点合計は、四捨五入により整数とする。

配点が異なる

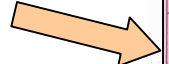
# 地方公共団体(市町村)における工事成績採点表

基準点の設定なし 配点が異なる 審査項目が異なる(下妻市:独自方式)

建設工事成績表

工事番号		検査年月日	年 月 日
工事名		検査員	Ⓜ
場所	下妻市	検査員	Ⓜ
請負人		立会人	Ⓜ
契約期間	自 年 月 日 至 年 月 日 日間	監督員	Ⓜ
完成年月日	年 月 日	工事成績	/100点

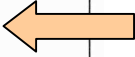
「高度技術」「創意工夫」「社会性」の審査項目なし(審査項目が異なる)



採点表

審査項目		採点者区分										小計					
		監督員					検査員										
審査項目	細別	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e						
A 施工体制	① 現場組織及び請負人の施工能力	5	4.5	3	2	1	/					点					
	② 現場代理人の技術力・統率力	5	4.5	3	2	1											
B 現場管理	① 工程管理	5	4.5	3	2	1	5	4.5	3	2	1	点					
	② 現場周辺対策及び地元渉外対策	5	4.5	3	2	1	/										
	③ 現場内管理及び施工管理	5	4.5	3	2	1											
	④ 安全管理及び安全対策等	5	4.5	3	2	1							5	4.5	3	2	1
	⑤ 関係法令等の遵守	5	4.5	3	2	1							5	4.5	3	2	1
C 出来形及び品質	① 出来形及び出来形管理	5	4.5	3	2	1	10	9	7	5	3	点					
	② 品質及び品質管理	5	4.5	3	2	1	10	9	7	5	3						
	③ 関係資料の作成整理	5	4.5	3	2	1	10	9	7	5	3						
D 出来映え	① 出来映え・機能難易度						5	4.5	3	2	1	点					
E 採点計		/50点					/50点					計 /100点					

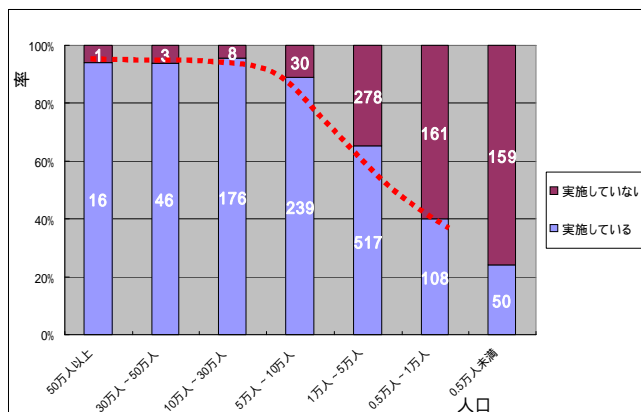
算出方式が大きく異なる(基準点の設定なし 配点が異なる)



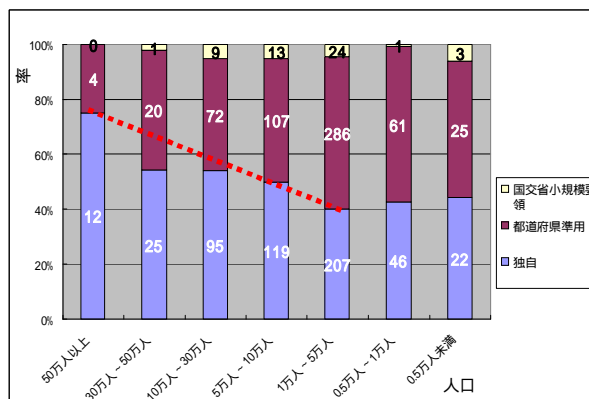


# 工事成績評定の実施状況(市町村:人口規模別)

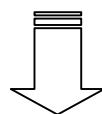
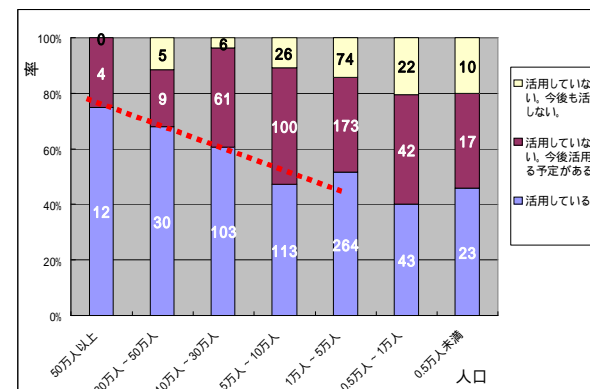
## 工事成績評定実施の有無



## 使用している成績評定要領について



## 成績評定結果の活用について (入札契約時の企業選定)



1. 人口規模5万人を变化点として、人口規模が小さくなると工事成績評定の実施率が大きく減少する傾向がある。
2. 人口規模が大きくなると、独自の成績評定を策定し使用している割合が増えている。
3. 人口規模が大きくなると、成績評定結果を活用している割合が増えている。

# 工事成績活用イメージ

新たなシステム構築を目指すのではなく、CORINSを有効活用し検索結果として成績データの提示を行う。検索結果データは各発注機関で自由に加工・利用可能とする。

## 県

施工延長700mのアスファルト舗装工事を発注したい。  
 ・国交省及び 県の工事も含めた工事成績評定点を総合評価項目に加えたい。

### CORINSで工事实績を検索、評定点の表示

#### 業者検索 結果一覧

検索条件	
工種/工法	アスファルト舗装
施工延長	500m以上
施工場所	市、市

許可番号	建設会社名	該当工事件数				工事成績		
		国	都道府県	市町村	合計	国	都道府県	市町村
12345	建設	4	7	2	13	72	55	65
63254	工業	0	10	1	11	-	60	70

- ▶各機関で評価基準が異なるため、偏差値化等の対応が必要。
- ▶偏差値の算出には各発注機関の平均、分散データが必要。
- ▶CORINSの竣工時データ登録は竣工検査前が基本であり、既往の業者による竣工時登録とは別の仕組みが必要。

#### 工事検索 結果一覧

検索条件	
工種/工法	アスファルト舗装
施工延長	500m以上
施工場所	市、市
請負業者名	建設

No	工事件名	工期	請負会社名	発注機関	請負金額	工事成績
1	竣工 舗装工事	2005/7/10 ~ 2005/12/10	企業共	国土交通省 地方整備局	45,454	78
2	施工中 舗装修繕工事	2007/6/10 ~ 2007/9/11	建設	県 土木事務所	14,456	-
3	竣工 舗装工事	2006/9/15 ~ 2007/2/20	建設	市	9,545	65

各機関で評価基準が異なるため、偏差値化等の対応が必要

県では検索結果をダウンロードし、平均評定点を用いた総合評価を実施